

## 令和3年度千葉市少年自然の家の管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉YMCA・伊藤忠UCグループ（以下「乙」という。）とは、令和2年1月29日付けで甲乙間で締結した千葉市少年自然の家の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第48条第3項の規定に基づき、令和3年度の事業年度に係る協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 本協定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（指定管理料の額）

第2条 基本協定第48条第1項に規定する指定管理料の額は、267,986,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（月次指定管理料に係る端数の処理）

第3条 基本協定第49条に規定する月次指定管理料の額に千円未満の端数があるときは、すべて第1条に定める期間の最初の1月に係る月次委託料に合算するものとする。

（疑義等の決定）

第4条 本協定に疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 神谷 俊



乙 千葉市中央区富士見二丁目5番15号

千葉YMCA・伊藤忠UCグループ  
代表企業 一般財団法人千葉YMCA

代表理事 廣田 光

